

仕 様 書

- 1 名 称 安全・安心なまちづくり推進事業用ウォールペインティングシート
作製及び設置業務委託
- 2 業務内容 浪速区内において、ウォールペイントシート5枚を作製し、区内の指定場所に設置する。
- 3 作 製 (1)構造(計上・寸法)等については、別紙1 のとおりとすること。
(2)デザインについては、添付の写真から別紙1 の寸法へ拡大すること。
(3)作製に先立ち、上記(1)～(2)の項目を基に、製品見本・作製要領書・工程表等の必要事項を作製し、本市の承諾を得ること。
- 4 設 置 (1)設置場所については、本市が5箇所を提案する。
(2)道路占用・道路使用等の許可条件を遵守し、誠実に設置すること。
また、許可関係書類は、常に携帯すること。
※道路使用許可書の作成・申請は本市にて行う。
(3)設置場所で事故等が発生した場合は、ただちに本市に連絡し、その指示に従うこと。
(4)作業完了後、資材等は、現場に放置せず、完了後すみやかに撤収すること。
(5)設置完了後、本市等に報告し、必要に応じ立会確認を行うこと。
(6)設置日の当日、もしくは、翌日に、本市に対して設置作業完了の報告を行うこと。
(7)設置にかかる費用は、全て受注者の負担とすること。
(8)設置にあたって諸物品もしくは建造物等に破損、紛失などの損害を与えた場合や、第三者に損害を与えた場合には、受注者において速やかにその損害の補償、賠償を行うこととし、本市は一切の責任を負わないこととする。ただし、本市の責めに帰すべき事由においてはこの限りでない。
- 5 検 査 業務完了後、本市に業務完了届を提出し、検査を受けること。
成果品に対して改善・指示があった場合は、遅滞なくその指示に従うこと。また、検査完了後、ウォールペイントシートの設置順、全体景がわかる書類(紙ファイル2部)を提出すること。
- 6 納入期限 令和7年8月29日(金)

- 7 製造にかかる事前確認 製造に先立ち、本市担当者に、製造しようとする製品について、別紙1「構造(計上・寸法)」を踏まえて見本を提出し、本市担当者の承諾を得ること。
なお、見本の提出に要する費用は受注者の負担とすること。
- 8 その他 納品時に製品の品質保証書と表示面のコーティング加工証明書を提出することとする。
- 9 特記事項 (1)納入時期・納入場所については、事前に事業担当者と打ち合わせすること。
(2)見積もりに当たっては、本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は、質問期間内に質問し、その内容を熟知のうえ見積もりするものとする。
- 10 事業担当 大阪市浪速区敷津東1丁目4番20号
浪速区役所 市民協働課（市民協働）
06-6647-9734 担当：古川

ウォールペイントシート 仕様書

【寸 法】

- ・ 1040mm×720mm

【仕 様】

- ・ アルミ基材シート(裏面強粘着仕様)
- ・ 中期耐候性イタズラ防止コーティング加工

【特記事項】

- ・ 塗膜厚 40 μ (基準値)
- ・ 落書き防止(油性マジック、ラッカー Sprey)
- ・ 難燃性(タバコの揉み消し)
- ・ 貼り紙防止(無断広告、シール)
- ・ 耐薬品性(塩酸 15%溶液、硫酸 15%溶液)
- ・ 表面硬度 2H
- ・ 屋外耐候性 5 年以上

【仕様詳細】

- ・ 素材は、粗面(電柱、レンガ、コンクリート、タイル、吹き付けタイル等)に貼れるアルミ基材シート(裏面強粘着仕様)とし、再剥離粘着仕様は、不可とする。
- ・ 表示面は、溶剤インクジェット出力にて表示する。
- ・ 表示面は、中期耐候性イタズラ防止コーティング加工(ブロックコート加工)とし、ラミネート加工は不可とする。
- ・ 表示面は、油性マジック、ラッカー Sprey 等による落書きが出来ない仕様とし、汚れがアルコール等で簡単に除去出来る仕様とする。
- ・ 表示面は、タバコの揉み消し等のイタズラに対応が可能な難燃性に優れた仕様とする。
- ・ 表示面は、無断広告、シール等の貼り紙が貼りにくく、剥がし易いものとし、粘着面に糊が残らない仕様とする。
- ・ 表示面は、塩酸、硫酸等の 15%溶液に対応が可能な耐薬品性に優れた仕様とする。
- ・ 表示面は、表面硬度が 2H であり、傷つかない仕様とする。
- ・ 屋外耐候性は、5 年以上とする。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電 話：06-6615-7965

特記仕様書

（条例の遵守）【5 条関係】

第 1 条 受注者および受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）【6 条 2 項・12 条 2 項関係】

第 2 条 受注者は、当該業務について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者へ報告しなければならない。

（調査の協力）【7 条 2 項関係】

第 3 条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）【17 条 4 項関係】

第 4 条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）【21 条関係】

第 5 条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

第 6 条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の大阪市浪速区役所総務課（連絡先：06-6647-9977）に報告しなければならない。

暴力団等の排除に関する特記事項

1 暴力団等の排除について

- (1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- (2) 発注者は、条例第 8 条第 1 項第 7 号に基づき、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- (3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (5) 第 1 号及び第 2 号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の 100 分の 20 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (8) 受注者は第 6 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること